

安芸太田町土木・耕地事業等補助金交付規程

(趣旨)

第1条 町は、公共用道路（農道、集落内道路、林道）、橋梁等の維持修繕、災害復旧及び公共性ある耕地事業促進のため、国、県の補助対象事業とならない事業について、その事業を行う者に対し、その要する経費について予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助率)

第2条 補助金は、前条の経費について、別表の基準により交付する。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土木・耕地事業等補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて別に町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

第4条 町長は、申請書を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を当該申請者に通知する。

2 前項の補助金の交付の決定には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(補助金の交付の請求)

第5条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）の完成後の町長の検査完了後、補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第6条 町長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに当該申請者に対し、補助金を交付する。

(計画の変更)

第7条 第4条の規定による通知を受けた申請者が、第3条に規定する書類の記載事項を変更しようとするときは、事業変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(監督)

第8条 町長は、補助金の交付の決定を受けた申請者に対して、当該補助事業及び補助金の使用に関する報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は随時必要な検査をすることができる。

(補助事業の遂行)

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者は、町の会計年度内に当該補助事業を完了しなければならない。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の施行の方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業を廃止したとき。
- (5) 補助金を他の経費に流用したとき。
- (6) 支出額が予算額に比べて減少したとき。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	採択基準	補助率	
公共用道路整備事業	新設・改良・災害復旧	受益数 2戸以上 工事費 7万円以上100万円以下 幅員 2.0m以上（災害復旧は除く。） ただし、100万円を超える場合は2年間を限度に継続事業とする。	工事費の5/10以内
	舗装	受益数 2戸以上 工事費 5万円以上50万円以下 幅員 1.0m以上	
かんがい用排水施設（ため池含む。）	新設・改良・災害復旧	受益数 2戸以上 工事費 100万円を限度とし、10万円未満は対象としない。ただし、100万円を超える場合は2年間を限度に継続事業とする。	工事費の4/10以内
頭首工整備事業	頭首工新設・改良・災害復旧	受益数 2戸以上 工事費 100万円を限度とし、10万円未満は	工事費の4/10以内

	対象としない。ただし、100万円を超える場合は2年間を限度に継続事業とする。
--	--